

広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十七号

広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県未来チャレンジ資金貸付規則（平成二十四年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 この規則において「イノベーション」とは新しい発想や手法によって、物、情報、仕組み等を組み合わせることにより、本県産業の発展に資する新たな価値を創造していくことをい、「DX推進」とはデジタル技術やデータ活用によって、本県産業の発展に資する新たな価値を創造していくことをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この規則において「基準修業年限」とは、国内の大学院等専門課程にあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める修業年限をいい、外国の大学院等専門課程にあつては国内の大学院等専門課程の基準修業年限に相当するものとして知事が認める当該大学院等専門課程の修業年限をいう。ただし、基準修業年限が三年を超える場合は、その期間は三年又は知事が別に定める年数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この規則において「イノベーション」とは、新しい発想や手法によって、物、情報、仕組み等を組み合わせることにより、本県産業の発展に資する新たな価値を創造していくことをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この規則において「基準修業年限」とは、国内の大学院等専門課程にあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める修業年限をいい、外国の大学院等専門課程にあつては国内の大学院等専門課程の基準修業年限に相当するものとして知事が認める当該大学院等専門課程の修業年限をいう。ただし、基準修業年限が三年を超える場合は、その期間は三年とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>6 5 この規則において「大学等修業年限」とは、国内の次の課程（DX推進に寄与する知識を習得するものとして知事が定めるものに限る。）における修業年限をいう。ただし、当該課程の修業年限が複数あるときは、六年以内のもののうち最も長いものをいう。</p> <p>一 学校教育法第八十三条第一項に規定する大学の課程</p> <p>二 学校教育法第一百五十五条第一項に規定する高等専門学校四年生以降の課程</p>	<p>5 (略)</p>
<p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 将来、県内に本店を有する会社等、県内に主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人、県内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）のうち主たる</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 将来、県内に本店を有する会社、県内に主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人、県内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）のうち主たるもの（以下</p>

もの（以下「主たる事務所等」という。）を置く個人事業者又は県外に本店を有する会社等、県外に主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人若しくは県外に主たる事務所等を置く個人事業者の県内の支店、事務所若しくは事務所等（以下「県内企業等」という。）に就業（県内に本店、主たる事務所又は主たる事務所等を置いて事業を営むことを含む。以下同じ。）しようとする者であること。

第三条の二 前条の規定にかかわらず、第二条第六項に規定する課程に入学し、又は在学する者であつて、次に掲げる全ての要件を備えているもの（以下「大学生等」という。）は、第六条第一項の規定により資金の貸付けを申請することができる。

- 一 将来、県内企業等又は県内の地方公共団体に就業し、DX推進に資する業務に従事しようとする者であること。
- 二 第二条第六項に規定する課程に在学することとなる年の四月一日現在において十八歳以上の者であること。
- 三 日本国籍を有する者又は永住者若しくは特別永住者であること。

（資金の貸付期間、額及び利子等）

第四条 資金の貸付け（大学生等に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる貸付対象者の区分に応じて、同表中欄に掲げる貸付期間において、同表下欄に掲げる費用の額の合計額を当該貸付期間の月数で除して得た額（千円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）又は月額十万円（外国の大学院等専門課程にあつては二十万円）のいずれか低い額を限度として行うものとする。ただし、貸付け希望者を募集する時期等を勘案して知事が必要と認める場合その他特別の事情があるときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 知事は、修学生（第八条第三項又は第九条第一項の規定による資金の貸付けの決定を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、県の会計年度によつて区分した期間をそれぞれ一期とし、その期に係る第一項の資金を二回以上に分割して交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第四条の二 大学生等に係る資金の貸付けは、第二条第六項に規定する課程に入学した日（同項第二号の場合にあつては、四年生となつた日）の属する月から修了する日の属する月までの貸付期間（第十一条第四項に規定する資金の貸付けを一時停止する期間を除く。）

「主たる事務所等」という。）を置く個人事業者又は県外に本店を有する会社、県外に主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人若しくは県外に主たる事務所等を置く個人事業者の県内の支店、事務所若しくは事務所等（以下「県内企業等」という。）に就業（県内に本店、主たる事務所又は主たる事務所等を置いて事業を営むことを含む。以下同じ。）しようとする者であること。

（資金の貸付期間、額及び利子等）

第四条 資金の貸付けは、次の表の上欄に掲げる貸付対象者の区分に応じて、同表中欄に掲げる貸付期間において、同表下欄に掲げる費用の額の合計額を当該貸付期間の月数で除して得た額（千円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）又は月額十万円（外国の大学院等専門課程にあつては二十万円）のいずれか低い額を限度として行うものとする。ただし、貸付け希望者を募集する時期等を勘案して知事が必要と認める場合その他特別の事情があるときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 資金は、修学生（第八条第三項又は第九条第一項の規定による資金の貸付けの決定を受けた者をいう。以下同じ。）に三月分ずつその三月の最初の月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2| において、月額五万円以内の額とする。
前条第三項の規定は、前項の貸付けに準用する。

(資金の貸付申請)

第六条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「希望者」という。）は、別記様式第一号による申請書に次の各号に掲げる希望者（第一号から第三号までにあつては、大学生等以外の者に限る。）の区分に応じて当該各号に定める書類を添えて、前条の募集要項で定める受付期間内に知事に提出しなければならない。

- 一 (略)
- イ・ロ (略)
- ハ 住所が確認できる書類
- ニ 健康状態が確認できる書類
- ホ (略)
- 二 貸付申請書の提出の際に、大学院等専門課程の入学試験に合格している希望者（次号に掲げる者を除く。）
- イ・ロ (略)
- 三 (略)
- 四 貸付申請書の提出の際に、第二条第六項第一号に規定する課程の入学試験に合格している希望者（次号に掲げる者を除く。）
- イ 第二号イ及びロに掲げる書類
- ロ 合格した学校の校長の推薦状
- 五 貸付申請書の提出の際に、第二条第六項に規定する課程に在学している希望者 第三号イ及びロに掲げる書類

2 (資金の貸付けの決定等)

第八条 知事は、第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる希望者から同条第一項の規定により書類の提出を受けたときは、当該書類を審査し、必要に応じて面接その他の方法を併用して選考を行った上で、当該希望者が申請書に記載した大学院等専門課程に在学した場合には資金を貸し付けるかどうかを決定し、貸し付けることとした場合には、その旨を別記様式第三号による通知書により希望者に通知するものとする。

- 2 (略)
- 一 (略)
- 二 第四条第一項の規定による貸付けを受ける者にあつては、同項の表の下欄に掲げる費用の額を証する書類
- 三 (略)
- 三・四 (略)

第九条 知事は、第六条第一項第三号及び第五号に掲げる希望者から同条第一項の規定により書類の提出を受けたときは、当該書類を審

(資金の貸付申請)

第六条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「希望者」という。）は、別記様式第一号による申請書に次の各号に掲げる希望者の区分に応じて当該各号に定める書類を添えて、前条の募集要項で定める受付期間内に知事に提出しなければならない。

- 一 (略)
- イ・ロ (略)
- ハ 住民票の写し
- ニ 健康診断書
- ホ (略)
- 二 貸付申請書の提出の際に、大学院等専門課程の入学試験の合否が判明している希望者（次号に掲げる者を除く。）
- イ・ロ (略)
- 三 (略)

2 (略)

(資金の貸付けの決定等)

第八条 知事は、第六条第一項第一号及び第二号に掲げる希望者から同条第一項の規定により書類の提出を受けたときは、当該書類を審査し、必要に応じて面接その他の方法を併用して選考を行った上で、当該希望者が申請書に記載した大学院等専門課程に在学した場合には資金を貸し付けるかどうかを決定し、貸し付けることとした場合には、その旨を別記様式第三号による通知書により希望者に通知するものとする。

- 2 (略)
- 一 (略)
- 二 第四条第一項の表の下欄に掲げる費用の額を証する書類
- 三 (略)
- 三・四 (略)

第九条 知事は、第六条第一項第三号に掲げる希望者から同条第一項の規定により書類の提出を受けたときは、当該書類を審査し、必要

<p>査し、必要に応じて面接その他の方法を併用して選考を行った上で、資金を貸し付けるかどうかを決定し、貸し付けることとした場合は、その金額を決定し、その旨を別記様式第四号による通知書により希望者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十條 (資金の貸付けの中止) 第十條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三條各号又は第三條の二の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十三條 (資金の返還) 第十三條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、知事は、第六條第一項第四号又は第五号に掲げる希望者として資金の貸付決定を受けた修学生(第十五條第七項及び第八項において「大学等修学生」という。)に特別の事情があることを認めるときは、別に定めるところにより返還させることができる。</p> <p>第十五條 (資金の返還の免除) 第十五條 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>7 大学等修学生(県内の地方公共団体に就業した者を除く。)の場合にあつては、第一項第一号中「適用修業年限」とあるのは「大学等修業年限」と、同項から第五項までの規定中「県内企業等に就業」とあるのは「県内企業等に就業し、DX推進に資する業務に従事」と読み替へるものとする。</p> <p>8 県内の地方公共団体に就業した大学等修学生の場合にあつては、第一項第一号中「適用修業年限」とあるのは「大学等修業年限」と、同項から第五項までの規定中「県内企業等に就業」とあるのは「県内の地方公共団体のDX推進に資する業務に従事する職員として採用され勤務」と読み替へるものとする。</p> <p>第十九條 (略)</p> <p>(委任規定)</p> <p>第二十條 この規則に定めるもののほか、資金の貸付けに関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>にに応じて面接その他の方法を併用して選考を行った上で、資金を貸し付けるかどうかを決定し、貸し付けることとした場合は、その金額を決定し、その旨を別記様式第四号による通知書により希望者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十條 (資金の貸付けの中止) 第十條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三條各号の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十三條 (資金の返還) 第十三條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十九條 (略)</p>
---	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(別記)
様式第1号 (第6条関係)

広島県未来チャレンジ資金貸付申請書

(略)

(略)

連 帯 保 証 人	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

様式第4号 (第8条・第9条関係)

広島県未来チャレンジ資金貸付決定通知書

年 月 日

様

広島県知事

年 月 日付けで申請のあった広島県未来チャレンジ資金の貸付けについては、次のとおり決定しました。

については、連帯保証人が連署（保証人が法人の場合にあっては、代表者が連署）した借用書等を、年 月 日までに提出してください。

(略)

改正前

(別記)
様式第1号 (第6条関係)

広島県未来チャレンジ資金貸付申請書

(略)

(略)

保 証 人	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

様式第4号 (第8条・第9条関係)

広島県未来チャレンジ資金貸付決定通知書

年 月 日

様

広島県知事

年 月 日付けで申請のあった広島県未来チャレンジ資金の貸付けについては、次のとおり決定しました。

については、保証人が連署（保証人が法人の場合にあっては、代表者が連署）した借用書等を、年 月 日までに提出してください。

(略)

様式第6号 (第10・11条関係)

広島県未来チャレンジ資金貸付 中止 通知書 停止	
(略)	
(略)	(略)
修学先の名称	_____
(略)	
注 (略)	

様式第6号 (第10・11条関係)

広島県未来チャレンジ資金貸付 中止 通知書 停止	
(略)	
(略)	(略)
修学先の名称	大学院 _____ 研究科 _____ 専攻 _____
(略)	
注 (略)	

様式第7号 (第12条関係)

広島県未来チャレンジ資金貸付辞退申出書	
(略)	
(略)	(略)
修学先の名称	_____
(略)	
注 (略)	

様式第7号 (第12条関係)

広島県未来チャレンジ資金貸付辞退申出書	
(略)	
(略)	(略)
修学先の名称	大学院 _____ 研究科 _____ 専攻 _____
(略)	
注 (略)	

様式第11号 (第15条関係)

就 業 証 明 書

(略)

(略)	
貸 付 決 定 番 号	(略)
職 名	_____
業 務 内 容	_____
(略)	

注 (略)

様式第11号 (第15条関係)

就 業 証 明 書

(略)

(略)	
貸 付 決 定 番 号	(略)
(略)	

注 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。